

藤岡市太陽光発電設備設置事業指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内における太陽光発電設備設置事業に関し必要な基準を定め、その適正な実施を指導することにより、設置区域及びその周辺の地域における災害防止とともに良好な自然環境及び生活環境の保全に努め、もって自然と調和した地域社会の発展及び住民福祉の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 発電設備設置事業 太陽光を電気に変換する設備及びその附帯設備（以下「太陽光発電設備」という。）の設置を行う事業をいう。
- (2) 事業者 発電設備設置事業を行う者をいう。
- (3) 設置区域 発電設備設置事業を行う区域をいう。
- (4) 地区住民等 設置区域に係る区、自治会及び発電設備設置事業によりその生活環境に影響を受ける者をいう。

(適用の範囲)

第3条 この要綱は、設置区域の面積が1,000平方メートル以上の発電設備設置事業について適用する。ただし、次に掲げる発電設備設置事業は、この限りでない。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物の屋根又は屋上で行う発電設備設置事業
- (2) 設置区域において主に自家用に供するために行う発電設備設置事業
- (3) 公共団体が公益に供するために行う発電設備設置事業

2 既に着手している発電設備設置事業の設置区域の近接地において一体的な事業を施行する場合は、その全ての面積を前項に定める設置区域の面積とする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、関係法令を遵守し、設置区域及びその周辺の地域の自然環境及び生活環境に十分に配慮し、事故、公害及び災害（以下これらを「事故等」という。）の防止に努めるとともに、地区住民等との良好な関係を保つよう努めるものとする。

2 事業者は、発電設備設置事業の実施に伴い事故等が発生したとき又は地区住民等と紛争が生じたときは、事業者の責任において誠意をもってこれを解決し、再発防止のための措置を講ずるよう努めるものとする。

3 事業者は、太陽光発電設備を廃止したときは、事業者の責任により周辺地域及び地区住民等に配慮して、当該太陽光発電設備の撤去その他適正な処理を行

うよう努めるものとする。

(地区住民等への説明等)

第5条 事業者は、次条に規定する届出を行う前に、設置区域及び発電設備設置事業の計画（以下「事業計画」という。）並びに発電設備設置事業の施行内容等について地区住民等に対し説明会を開催するとともに、地区住民等の理解を得るよう努めるものとする。

2 事業者は、次条第2項の規定による変更の届出を行う前に、地区住民等に対して変更内容及び変更に伴う施行内容等について説明を行うものとする。ただし、変更内容が軽微で市長が説明会の開催を要しないと認めたときは、この限りでない。

(届出)

第6条 事業者は、発電設備設置事業に着手する30日前までに、太陽光発電設備設置事業届出書（様式第1号）に次に掲げる図書を添えて市長に提出するものとする。ただし、発電設備設置事業の規模により適切に表示できない場合は、当該発電設備設置事業の規模に応じて市長が適切と認める縮尺の図書をもって、これらの図書に替えることができる。

- (1) 事業者を証明する書類（法人の場合は登記事項証明書又は履歴事項全部証明書、個人の場合は住民票抄本）
- (2) 太陽光発電設備設置事業に係る説明会等実施報告書（様式第2号）
- (3) 位置図
- (4) 公図の写し（設置区域及びその隣接地の地番、地積、所有者の住所氏名等を記入すること。）
- (5) 土地利用計画図（縮尺500分の1以上）
- (6) 土地造成計画平面図（縮尺500分の1以上）
- (7) 土地造成計画断面図（縮尺500分の1以上）
- (8) 排水計画平面図（縮尺500分の1以上）
- (9) 排水計算書
- (10) 工作物設計図（平面図、立面図及び断面図）
- (11) 設置区域の現況を明らかにする写真
- (12) 関係法令の許認可等の写し
- (13) その他市長が必要と認める書類

2 事業者は、前項の規定により届け出た発電設備設置事業の内容を変更し、又は廃止しようとするときは、太陽光発電設備設置事業変更（廃止）届出書（様式第3号）を市長に提出するものとする。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(指導及び助言)

第7条 市長は、前条第1項の届出のあった事業計画について、必要があると認めるときは、事業者に対し適切な措置をとるよう指導又は助言をするものとする。

2 事業者は、前項に規定する指導又は助言について、その処理の状況を市長に報告するものとする。

(発電設備設置事業の完了)

第8条 事業者は、発電設備設置事業を完了したときは、太陽光発電設備設置事業完了届出書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行日)

1 この告示は、令和元年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に着手している発電設備設置事業については、この告示の規定は適用しない。

3 施行日から30日を経過する日までに発電設備設置事業に着手する者に対する第6条の規定の適用については、同条中「発電設備設置事業に着手する30日前までに」とあるのは「あらかじめ」とする。